

コーポレートガバナンスとCSR推進体制

ガバナンス体制

当社は、経営の機動性・透明性の向上と経営監督機能の強化を重要な課題として位置付けています。そのため、取締役の削減、執行役員制度の導入、社内規定整備、委員会設置等、以下のような様々な施策と機構改革を実施しています。

◆ 取締役・監査役・執行役員

当社では、取締役の機能強化と迅速な意思決定を図ることを目的として、取締役員数を10名以内としています。また、2011年5月開催の定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に定款変更を行い、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制としました。

さらに執行役員制度を採用しており、経営判断の迅速化、透明性、戦略性の向上を図っています。経営における重要な意思決定は、主要な取締役・執行役員から構成される経営諮問会議において行い、重要な決議事項は取締役会において審議、決定されています。このように、経営の監督及び意思決定機能と業務執行機能の分離・分権化を進めその双方の機能を強化することに努めています。

監査役制度については、社外監査役2名を含む4名の体制から、2011年5月の株主総会にて2名増員し6名体制にしました(うち、社外監査役3名)。より一層の経営監督機能を強化し、監査体制を強化してまいります。監査役は取締役会に出席するほか、定期的に監査役会を開催し、適宜必要に応じて会計監査人より監査状況に関する報告を受けます。2010年度は、取締役会6回、監査役会7回を開催しました。3名の社外監査役は当社からの独立性が確保されており、経営監督の面でのチェック体制が十分整っていると判断しています。また、3名の社外監査役のうち2名は、証券取引所の有価証券上場規程で定められている独立役員として届出しています。

◆ 内部監査

内部監査部門として内部監査室を設置し、専任担当者を配置しています。内部監査室は業務活動の有効性・適正性及び法令・定款に関するコンプライアンス等の適合性確保の観点から当社及びグループ各社の業務執行状況の監査を実施し、取締役会、監査役会、担当部門長及び担当取締役に報告し、必要に応じて内部統制の改善指導及び実施の支援・助言を行っています。

◆ 会計監査

当社は、会計監査を担当する会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を提供しています。業務を執行した指定有限責任社員・業務執行社員は3名で、その他補助として公認会計士2名、その他10名が任に当たり、いずれも継続監査年数については7年以内でした。なお、有限責任 あずさ監査法人及び指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

◆ 内部統制システム

当社は、2006年5月の会社法施行に対応し、内部統制基本方針を制定しました。企業活動に際しての法の遵守、企業倫理の高揚、コンプライアンス遵守の徹底及び経営の透明性向上に努め、コーポレートガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けています。

◆ 災害対策について

既存の「地震・防災対策規定」は「ヒトの安全確保」や「二次災害防止」に重きをおいており、今回の東日本大震災において、「有事におけるダメージ極小化」には対応が不十分であることがわかりました。

そこで、「災害対策規定」を制定し、災害対策本部の構成・役割・主管部門などを明確化しました。これを全社の管理職以上に周知させ、情報の伝達・共有ルートを明確化し、有事における問題解決の円滑化に取り組んでいきます。

◆ ガバナンスによるリスク対策

当社は、事業内容から法規制や倫理的課題など多くの事業課題を持っています。それらの課題をリスクとして捉え、顕在化させないためにも、コーポレートガバナンスを充実させ、適切な機能を発揮することが必要であると考えています。また、これらの情報開示を通じ、ステークホルダーの皆さまとの信頼構築を図るよう努めています。

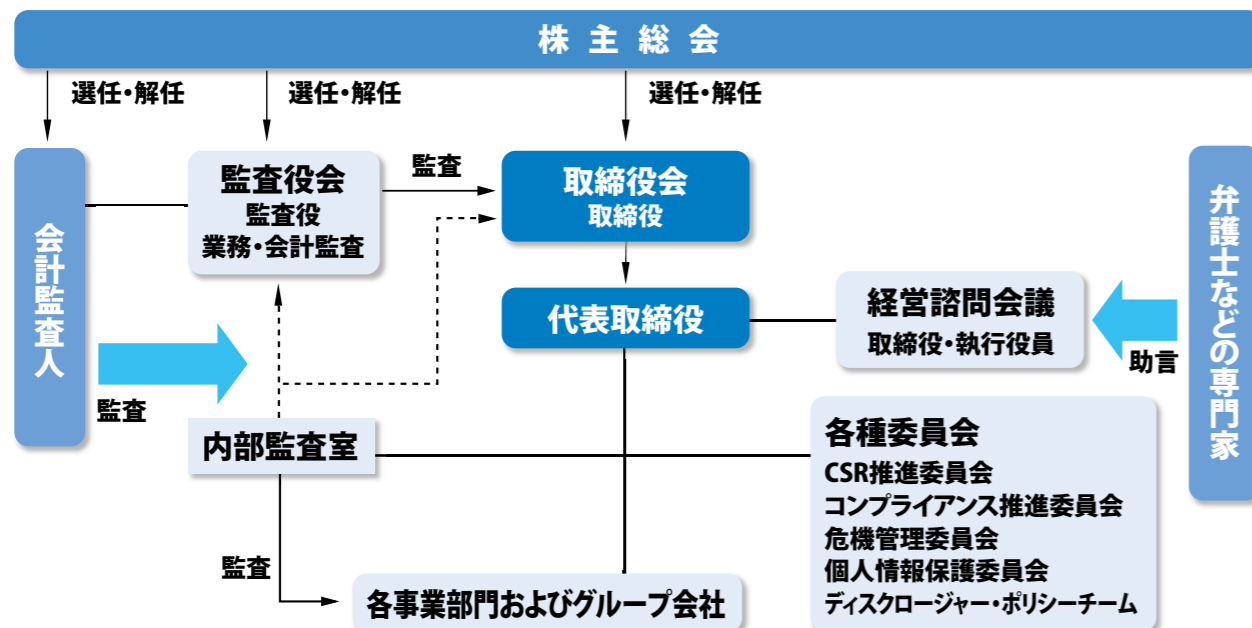
通常の業務関連に加え、昨今のESG*課題への対応は、適切にマネジメントを行い、リスク化させないだけでなく、企業体質の強化・向上を図るためにも重要です。事業内容と一体化して取り組んでいけるように体制の構築を図っています。

*ESG… E=environment(環境)、
S=social(社会)、
G=governance(ガバナンス)

【内部統制規定書】

—久光製薬 内部統制基本方針—

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
7. 前記6の使用人の取締役からの独立性に関する事項
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

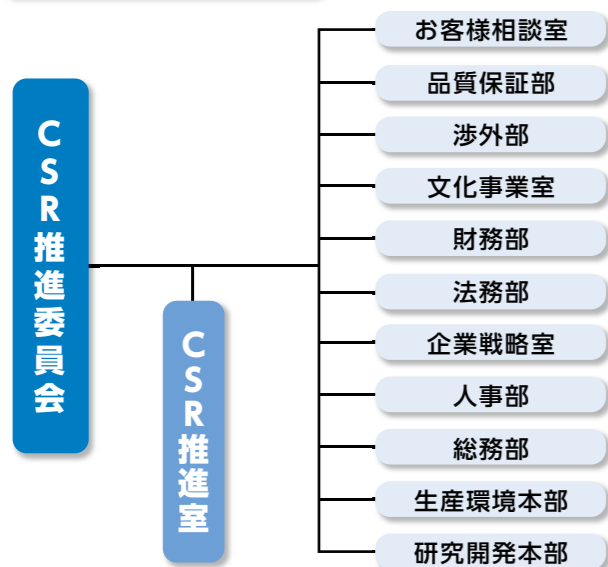


ガバナンスを支える各種委員会や社内組織・規程

◆ CSR推進委員会・CSR推進室

生産環境本部や総務部などで個別に実施していた環境・社会貢献活動を取りまとめて推進するため、2007年にCSR推進室を設置しました。また、CSR推進を行う組織として、CSR推進委員会の下に社内各部署からCSR推進委員を任命し、担当部署のCSRに関する情報収集、CSR施策の企画及び実施を担当しています。

CSR推進委員会体制図



◆ CSR報告書を読む会の開催

社内へのCSR活動の理解を図るため、「CSR報告書を読む会」を実施しています。日々の業務を通して一人ひとりが社会に貢献しているということを意識できるよう、今後も継続的に展開していきます。



CSR報告書を読む会の様子

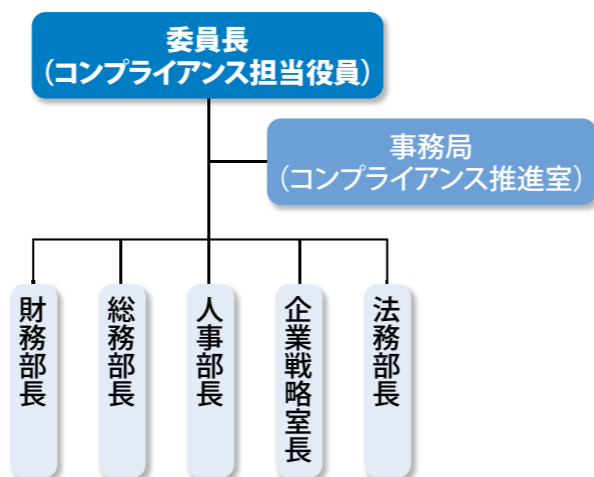
◆ コンプライアンス推進委員会・コンプライアンス推進室

コンプライアンスの徹底と倫理性を確保するため、2002年6月に「久光企業憲章」を制定し、その推進にあたりコンプライアンス推進担当の取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会及びその事務局としてコンプライアンス推進室を設置しました。国内外の株主、従業員、お客さま、地域住民というステークホルダーに対する責任と従業員の行動を示す「久光企業憲章」の重要性の認識と意識継続のため、役員・従業員にハンドブックとして配布するとともに、高い倫理・道徳観、反社会的勢力に対する毅然とした対応方針に基づく行動の徹底に努めてきました。具体的には、2008年8月に法改正への対応や従業員の理解向上を目的とした「久光企業憲章」の改定を行うとともに、各部門にて読み合わせを実施し、さらに管理者研修にコンプライアンス研修を組み込むことで、全管理者への教育研修も行いました。

また、2002年の「久光企業憲章」の制定と同時に内部通報制度「久光ほっとライン」を開設し、社内ネットワークなどによる通報や相談を通じて社内のリスク情報を直接把握できるようにし、コンプライアンス違反の発見と抑止につなげています。

今後も継続して当社及びグループ各社における企業倫理、環境、個人情報保護など社会的責任にかかわるコンプライアンスのさらなる充実・維持強化を図っていきます。

コンプライアンス推進委員会体制図



◆ 個人情報保護委員会

個人情報保護法の施行に対処すべく、個人情報取扱規定の社内施行とともに本委員会を設置しています。個人情報を保護することを目的とした組織体制の整備と安全な運用・管理を講じるため、必要に応じて委員会を開催しています。

◆ ディスクロージャー・ポリシーチーム

法令及び上場ルールに則り、適時適切な会社情報の開示を行うために2001年3月に設置し、全役員・全従業員はディスクロージャー・ポリシー規定に基づき適時開示に努めています。

当社は、経営の透明性を高めるため、積極的な情報開示に努めるとともに、活発なIR(株主・投資家への広報)活動を通じて、株主及び投資家の皆さまとの円滑なコミュニケーションを図っていきます。

◆ 営業秘密管理規定・情報セキュリティ管理規定

情報システムの発展と社内利用の進展に伴い、営業秘密の定義を明確にし、IT機器や通信ネットワークを介したリスクに対応するため、営業秘密管理規定と情報セキュリティ管理規定を制定しています。管理者研修や新入社員研修で、情報システム操作を必須の教育として実施するとともに、社内電子掲示板に掲載して閲覧可能な状態にしています。また、情報システム部では、情報漏えいリスクや障がい回避のためのルールや仕組みを整備しています。

◆ 買収防衛に関わる基本方針の策定

2008年5月開催の定時株主総会において、株主の皆さまの承認を経て導入いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「現プラン」といいます)」は、2011年5月開催の定時株主総会の終結をもって有効期間満了を迎えました。

当社では、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向、ならびに本件に関するその後の情勢変化等も勘案しつつ、継続の是非も含めその在り方について検討した結果、導入時の基本的な考え方及びその目的に変更がないことから、2011年4月開催の取締役会において、現プランを一部改定の上、株主の皆さまのご意思を諮らせていただいたうえで継続することを決議

し、5月開催の定時株主総会において、2014年2月に終了する事業年度に関する株主総会までの継続の承認がなされました。

この基本方針は、医薬品製造業としての長期的な企業価値や株主共同の利益などを鑑み、適切な判断を担う独立委員会設置などにより経営権の乱用を防ぐ内容になっています。



久光企業憲章

コミュニケーションを大切に

CSR推進室 田中 淳子

CSR部門に配属になり、半年が過ぎました。CSRに関する本を読み教材で学びながら、CSRとは何なのか、なぜ必要なのかを勉強しています。理解を深めていくと同時に、全社で推進することがとても重要だと感じています。

また、報告書作成にあたり、各部門より情報を提供してもらおうのですが、全社でどういった取り組みや貢献をしているか等、情報を集めるのに苦労しています。これからも積極的にコミュニケーションを図り、ステークホルダーの皆さまへ正確で分かりやすい情報を発信していきたいと思っています。

